

治癒証明書

下記の主な学校感染症にかかった場合、出席停止扱いとなり欠席にはなりません。
医師から学校への登校許可が出ましたら、「治癒証明書」にご記入いただき、学校に提出してください。

病名	出席停止の期間の基準
麻疹(はしか)	解熱した後3日間を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺,顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し,かつ,全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
ヘルパンギーナ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	
溶連菌感染症	
伝染性紅斑	
手足口病	
とびひ	
マイコプラズマ感染症	
感染性胃腸炎	
その他の感染症	

「治癒証明書」はコピー,または切り取って使用するか,本校ホームページからダウンロードしてください。

_____年_____組

児童氏名_____

平成・令和_____年_____月_____日生

病名_____

上記の疾病により_____月_____日より加療中のところ治癒しましたので,_____月_____日より
登校してもよいことを認めます。

令和_____年_____月_____日

甲子園学院小学校長様

住 所

医療機関

医 師 名

印